

Title	サン・シモンの歐洲社会改造論
Sub Title	
Author	小泉, 順三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1929
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.23, No.8 (1929. 8) ,p.1129(77)- 1177(125)
JaLC DOI	10.14991/001.19290801-0077
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19290801-0077

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

序

一、序

二、サン・シモンとオウガスタン・チュエリ

三、ウイenna會議と歐洲の平和

四、歐洲平和に對して實證的見地に立つサン・シモン

五、國民的議會から國際的議會へ

六、歐洲の現状と平和策の實現性

七、三冊の政治的パンフレット

八、結論

サン・シモンの歐洲社會改造論

小泉 順 三

- 一、序
 - 二、サン・シモンとオウガスタン・チュエリ
 - 三、ウイenna會議と歐洲の平和
 - 四、歐洲平和に對して實證的見地に立つサン・シモン
 - 五、國民的議會から國際的議會へ
 - 六、歐洲の現状と平和策の實現性
 - 七、三冊の政治的パンフレット
 - 八、結論
- 一、序
- 「萬有引力に關する研究」に於て萌芽を見せたサン・シモンの、科學から政治への方角轉換は(註一)一八三四年の彼の著「歐洲社會の改造に就いて」によつて愈々明確になつた。

此時以來、暫時、政治科學研究者としての彼の生涯が続いてゐる。

我々は、彼の政治研究時代として、この一八一四年から一八二〇年に至る期間を指定する事が出来る。此の期間は、更に、大體ではあるが二つに分ける事も出来る。即ち、一八一四年から一八一七年迄を前期とし、一八一七年から一八二〇年迄を後期として區分する事が出来る。サン・シモンは此の前期に於て、専ら國際政治關係について考察し、後期に於ては、主として内政方面、特に産業について考察し、彼の經濟史觀への道を開いてゐる。本稿に於ては、前期即ち、一八一四年から一八一七年に於けるサン・シモンについて論述しやうと思ふ。

此間に於ける彼の主要なる著作は次の如くである。

1. *De la reorganisation de la société Européenne, ou de la nécessité et des moyens de rassembler les peuples de l'Europe en un seul corps politique, en conservant à chacun son indépendance nationale, par M. le Comte de Saint-Simon et par Augustin Thierry, son élève.* Octobre 1814.
1. *Profession de foi du Comte de Saint-Simon au sujet de l'invasion du territoire français, par Napoléon Bonaparte.* 15 mars 1815.
1. *Opinion sur les mesures à prendre contre la coalition de 1815, par H. de Saint-Simon et A. Thierry.* 18 mai 1815.

註一 三田學會雜誌第二十三卷第二號附稿「サン・シモンの歴史哲學と人類の科學」參照

二、サン・シモンとオウガスタン・チエリ

全盛のナポレオンにもやがて破滅の時代が廻つて來た。打續く災難は、ロシアに於て、スペインに於て、獨逸に於て、繼續的にナポレオンを惱ました。それでも、尙、彼はライプチヒで非常な大勝利を獲た。然し、これを實に彼の葬歌に等しいものであつた。一八一四年には Schwarzenberg 公の指揮の下に聯合したロシア、オーストリア、イギリス、オランダ、プロシヤ、スエーデンの數百萬の兵が、北フランス及東フランスの國境を脅かし初めた。全歐洲は、初めて、共同の精神を以つて、共同の敵に對抗した。一八一四年の一月には、聯合軍の斥候は早や Compiègne の邊に出沒して居つた。官公吏は、すべて巴里に引上げべき命を受けてそこから退去したが、その中に専門學校の一青年教授が加つて居つた。これこそ、ボナパルトから侮辱された呼稱を貰つて居つた所謂形而上學者の一人である Augustin Thierry であつた。彼は、間もなく Maignieu、や Pelet の招きによつてサン・シモンの許に走つた。サン・シモンはこの未來のある祕書に毎月二百法を提供した。

サン・シモンは、ソクラテスの如く、信用の出来る、研究好の有能な青年をよく愛したと云はれてゐる。二人の交誼は甚だ濃かであつた。Thierry は、自ら、サン・シモンの《élève》と號し、或は、《fils adoptif》とも呼び、親に仕へるが如くサン・シモンに仕へた。(註一)

Thierry は自由を愛す眞面目な青年であつた。彼の全身は科學に對する好奇心に満ちて居つた。彼の熱烈な性情には、抑制し難い何物かが含まれて居つた。我々には、既に學校でのシヤトープリアンの著書の講義に慊らなかつた彼が、「人類科學に關する覺書」を讀んで、そこに表れた廣大な科學的

企圖を包蔵する歴史哲學に、非常な感激を覺えたに違ひないを確に推定出来る。そして、同時に Thierry を云ふこの魅力ある性質に富んだ特別の贈物を得たサン・シモンの喜も又偉大なものであつたらうと思はれる。二人は、よるこんで協同の道をとる事が出来たのである。

彼とサン・シモンは、目前にナポレオンの没落を見た。巴里は一八一四年の五月に陥落した。皇帝はエルバ島に監禁された。聯合軍の首領はウイーンに會合して、人民に對する王の同盟を準備した。ブルボン王朝は、貴族に守護され、Borghese 夫人の言を借用すれば「反國民的分子」に守られてフランスに歸還した。白色の帽章は三色帽章を驅逐した。法典は發布された。一切は舊に戻つた。一切は秩序を回復したかの如く見えた。少くともそう信じたこの二人の觀察者は、欣然として新しい王朝を迎へた。彼等二人には、歐洲に平和が君臨し、革命の大事業をして終局を告げしむる好機至ると思はれたのである。(註二)

フランス及歐洲の不幸の原因は何んであるか。これが、サン・シモンと Thierry が發した自問である。

既に、コマドルセーの如く、又バスカルの如く、人類の生命を一個の人間の存在と比較考察し、略彼の「人類科學」を完成して居つたサン・シモンは、そこから生ずる結論を當然この自問に適用した。今や人類成熟の時代は初つた、人類の軍事的熱狂は滅して、平和完成を景仰する時代に入つたと確信するサン・シモンは躊躇なく「それは戦争である」と答へた。

然らば、如何にせば戦争を廢止し、歐洲社會に平和を招來し得るか。この答は、一八一四年十月

に、二人の署した一書となつて現れた。「歐洲社會の改造について」がそれである。

本書の内容は三つの主要部分から成つてゐる。彼は、最初に、歐洲の新組織の基礎とならねばならぬ諸原理を樹立し、次に、この原理を歐洲社會に適用し、最後に、現狀に於てこの原理を基礎とする實行方法を發見しやうと努力してゐる。そして、その説く所は階段を進むに従つて順次抽象的性質を滅じ、次第に實際的興味を我々に抱かせる點は注意すべきである。この書を一讀した人ならば恐らく何人も氣づく所であらうが、これより以前の彼の著が甚だ亂雜を極め、想の起るがまゝに書きなぐられた傾向が多いのに似ず、この書は頗る秩序正しく、靜穩に論述されてゐる。これは一つに Thierry の協力の結果であらうと推定される。その邊まで Thierry の協力の筆が及んでゐるかは断定出来ないが、少くとも、本書の根本思想はサン・シモンから發してゐるが、其形式は彼の祕書から出てゐるものであると云ふ事は出来やう。

Alfred Perre は本書を再版するに際して其序文に「良書は其思想の高潔によつて、或は、其筆致の優美によつて尊重される。いはゞ良書は一つの演劇である。吾人が再版せんとする大改革者アンリサン・シモンの著はかくの如き資格を與へられうるものである」としてゐる。本書の價値は何人も認める所であつて、「百年後の今日、尙再讀すべき價値を有する」ものと云はれてゐる。(註三) サン・シモンが本書の目的として述べる所は次の如くである。

「余は、政治家の一切の努力が、何故に歐洲の不幸に對して無能力であつたかと考へて見た。そして、全躰の改造に於てのみ歐洲にとつての濟度の道がある事を看取した。余は改造の計畫を考へた。

余はこの著に於いて、文化状態に適合してゐる一組織の樹立、及國民や王の野心を抑制する力を附與された一つの全體的力の創造のみが、歐洲に於て、平安堅固な社會状態をつくるものである事を證明しやうと思ふ。この計畫の發展がこの著の目的である。」と(註四)彼は、一組織的團體力を以つて歐洲の平和、しかも恒久の平和を企圖したのである。今日の國際聯盟の先驅とも云ふべき彼のこの思想こそ、百年後に尙彼の書を再讀する價値ありと我々に賞讃せしめる所以である。やゝ詳細に彼の理想を述べて見やう。

註一 「歐洲社會の改造について」には、サン・シモン伯及門弟オギュスタン・テイエリ共著と記されてゐる又一八一七年出版の産業論第一巻に於てティエリはサン・シモンの養子と自稱してゐる。

註二 サン・シモンは「歐洲社會改造について」の序に於て、諸事情によつて發表が早められたと述べてゐるが、その事情はこの事態をさしたものである。

註三 「歐洲社會の改造について」の一九二五年の複製本、序、二三頁。M. Leroy, La vie du Comte de Saint-Simon, p. 238.

註四 Saint-Simon, Oeuvres choisies vol. I, p. 265, 326.

三、ウイナ會議と歐洲の平和

ブルボン王朝の復歸とともに、殆んど全歐洲を席捲したボナパルトの獨裁政治は過去のものとなつて、何んとなく頼もしい氣が人々の胸に蘇つて來た。幾年も幾年も引續いた戦争は、人々に永い休息の必要を眞に痛切に感ぜしめた。

サン・シモンはこの感情の裡に十九世紀の本質的欲求が存在してゐると推定した。蓋し、人智の進展は常に革命を惹起し、其革命は常に其時代に特長を印刷して來た。十六世紀は神學の時代であつた。十七世紀は藝術の世紀であつた。十八世紀は哲學者の時代であつた。十八世紀の哲學者は、迷信とその迷信より生じた權力を失墜せしめるに努力を拂つた。いはゞ批判と革命の世紀であつた。現代は何を特長とするか。人智の進展と歐洲の動亂とによつて、世人に感ぜられてゐる全體的制度の必要は、政治問題の研究が現代の研究對象である事を立證してゐる。十九世紀は組織的哲學時代、換言すれば、十九世紀の特長は平和と統一であると、サン・シモンは確信して居つたからである。(註一)

今や、この感情に促されて、全歐洲の國民の頭首は、ウイナに集合してゐる。然るに、サン・シモンはこの會議に何等の期待も有して居なかつた。眼前に開かれてゐるこの會議に對して、彼が先づ發した言葉は、何をそれがなすだらうか？ 何をそれはなしうだらうか？ と云ふ失望と冷笑の二つを多分に含んだ疑問であつた。

會議の目的とする所は、云ふまでもなく、各國の要求を整理し、全部の利害を調和し、歐洲列強の間に平和を樹立することである。會議に列席してゐる代表者は、すべてそれを希望してゐる。彼等は皆その賢明を以つて誇る人々である。然し、遺憾ながら歐洲全體の幸福を常に念頭より離さず、我儘勝手な國民的欲望を引込めると云ふ誠意を代表する委員は一人も見當らぬ。これが、サン・シモンの眼に映じた會議の本體であつた。

彼等に授けられた指針と云ふものは、全體の利益でなく、各自の特別利益である。従つて、各國

勝手な要求か會議の卓上に山と積まれるであらう。即ち、埃國は、伊太利に於て一大優越を持つ事、獨逸に於ける自己の優越權を確保する事は歐洲の安息の不可缺條件たる事の承認を要求するであらう。瑞典は、地圖を手にして、諾威が本質的に自己に従屬すべきものである事を證明するであらう。又、フランスは、ラインとアルプスを自然の境界として要求するであらう。英國は、當然、海洋の支配に自ら任じ、彼の海洋に於ける專制權を彼の政治組織の動かすべからざる基礎として世界が認める事を希望するであらう。

然し、歐洲の平和を維持する手段といふ名目の下に、恐らく、堅い信念を以つて Talleyrand, Metternich, 及 Castlereagh 等の英才によつて支持されたこれらの主張も、何人によつても承認されなうであらう。

理由は明白である。提案した人以外には、その提案に、何人も彼等自身の利益を發見し得ないからである。従つて、會議の終局も明白である。各自は不満の心を抱いて歸國し、御互に會議の不成功の責を他人に被せ合ふだらう。サン・シモンは、かくの如く會議の不成功を豫測し得たのである。尤も、彼は、此會議が、たとへその社會統制の方法に於て根本的の誤謬を持つてゐるとしても、漸次に勢を増し來る國民連帶の一大覺醒徴候として重要な事實たる事は決して見逃しはしなかつた、が然し、それより以上に、一時的な感激で結ばれる外交條約などでは永久的の平和が達し得られない事、利害は、反つて、此感情政策の柔軟な團結を一舉にして破壊して了ふ事を、直ちに氣づいたのであつた。

彼はこの間の消息を觀破して云ふ。會議の上に會議を増せよ。條約、條款、條項を増加せよ。すべてそれは諸君を戰爭にしか到着させないであらう。諸君は決して戰爭を破壊する事は出來ないであらう。諸君は、多くとも、その場所を變へるに過ぎないであらうと、(註三)

經驗は我らに、かゝる方法の成功性の少ない事を既に幾度か教示してゐる。然るに世人は、今尙この舊道を固執して、敢えてそれから遠ざからうとはしない。彼等はこの方法の最良なる事を依然として信じ、この不成功の原因をその方法の薄弱さに歸さず、寧ろ惡弊の力の責に歸してゐる。歐洲は暴風雨の状態にあるとは、あらゆる學者、あらゆる人々の口に叫ばれながら、この状態は如何なるものであるか? どこから生じたか? 常にそれは繼續するか? それを止める方法は可能であるか? と云ふ疑問に誰一人答へらるものないのは、正にこの理由によるのである。

註一 Saint-Simon, op. cit, p. 255-256.

註二 Saint-Simon, op. cit, p. 267-268.

四、歐洲平和に對し實證的見地に立つサン・シモン

サン・シモンは、かくして未解決のまゝに羅列された諸問題を解かうとして、所信を世に披瀝したのである。彼は、先づ其解決の根據を歴史に求めた。社會の變動崩壞は、人智の進歩と社會制度との乖離矛盾に因を發してゐる。この種の危機に際して、我々が最も信頼すべき唯一の指導者は歴史である。歴史は今日のそれに似た變動と混亂が前世紀にあつた事、そして、その際に常に、自ら社會の水先案内に立つた事を我々に教示したと云ふ觀念は、常にサン・シモンの頭腦を離れたことのない

ものであつた。

第一に彼は中世を回顧した。今日迄、世人は所謂中世と稱する世紀に對して尊大なる侮蔑を與へて來た。世人の眼に映る中世は、無感覺な野蠻甚だしい無智、嘔吐を催す様な迷信の時代に過ぎなかつた。然し、これが我々の誤謬であつたことはサン・シモンは既に證明した。(註一) これは一に、中世は歐洲の社會組織が、その眞實の基礎の上に全體的組織の上で、建築せられた唯一の時代である。尤も、多くの法王が、自己の權力に貪食であつた事、彼等が、王の權力を抑制する以上に自己の野心を縱まゝにした事は否定出来ない事實である。然し、これらの悲むべき事實も、中世の制度自體の價値を少しも傷けない。

誠に、中世は、キリスト教と云ふ主觀的規範によつて一つの明確な指針が樹立されて居つた統一ある社會であつたのである。そして、歐洲は此組織が存續する限りは、常に最も平和な社會であり、且極めて僅かの戰爭を惹起したにすぎなかつた。彼の史上疎れに見る大激戦である十字軍の遠征の如きは、サラセン人の歐洲征服を防ぐと云ふ自由の敵に對する一大聖戰であつた。(註二)

然し、かくの如き中世の宗教的統一の時代は既に去つた。舊制度の破壊は、先づ、ルーターの革命によつて口火が切られ、十八世紀の百科全書學者の批判によつて大略完成された。僧侶の權威の失墜は、直ちに、歐洲の統一的權威の無力を意味する。従つて、此時以來あらゆる戰爭は歐洲の組織を亂した。フィリップ二世、ルイ十四世、ナポレオン、及英國國民は、相繼いで立つて、歐洲の覇權を求めた。三十年戰役はともかく、彼等の逐鹿戰に終局を告げさせた。然し、この結果、歐洲諸國

民が得たものは、平和でなくて、一箇の勢力均衡状態であつた。即ち、ユトレヒト條約は、世人が呼んで勢力の均衡と稱した一つの新事態を樹立したが、これは決して平和の基礎ではなかつた。何んとなれば、それは歐洲を二つの對抗的努力に分裂せしめた事を意味し、且、戰爭によつてこの間の平等を維持するを以つて、憲法となければならなかつたからである。サン・シモンは云ふ、戰爭のない競争はないから、この同等な力を持つ二團體は、必然的に抗爭状態を維持しなければならぬ。(註三) 各國が常備軍の設置及増加を事とするに至つたのも、このためであり、又此時以來の事であつた。

然し、かく觀察したからと云つて、それは、ルーター以來人智が進歩を停止したと云ふのではない。文化は擴張し、到る所に殘存する古代制度を破壊し續けた。だが、何分新しいものは樹立しなかつた。然し、この間、賞讃すべき平和論者が一人も居なかつたのではない。我々は、國際平和の障害を觀取し、その治療に努力した二人の名をあげる事が出来る、アンリー四世とサン・ピエール僧がそれである。たゞ惜むらくは、二人とも、其計畫を完成しなかつた。前者は、其企圖を完成する前に死んだので、其後世人から忘却されて了つた。後者は、彼が與へる事の出来る以上を約定したため、世間から幻想家として待遇された。彼の書は殆んど讀まれずに、世人は、其表題文を知つて、善人の夢と云ふ名を與へてゐる位である。

不幸にして、これら二人の偉大な理想家の企は何等具體的效果を社會に及さずに終つたが、サン・シモンはそこに彼等の重大な失策のある事を見逃さなかつた。この失敗には、恐らく様々な事情が

あらう。彼等の性質が餘りに善良すぎた故もあらう。然し、其中で最も重大な理由は、彼等が其時代の基礎原理を研究し、その原理に基いて新社會を組織すると云ふ注意を缺いて居つた事である。サン・ビエールの企圖には明白にこの缺點があつた。彼の計畫が專制的權力を維持するために、換言すれば、殘存してゐる封建制度の保壘を扶持するために、諸王の間に相互的保障を定めるに外ならぬ如き感のあるのは、正にそのためである。

この點に於て、サン・シモンは、彼の用ひた歴史的認識方法が、彼の先馳者の陥つた理論的軟弱から彼を救ひ得たと確信して居つた。即ち、彼は、中世の法王組織の裡に社會組織の基礎原理を發見した。

思ふに、政治關係は社會關係と同一である。あらゆる政治組織は、あらゆる社會組織と同様に、一つの基礎原理を要素として有してゐる。而して、これなしではその組織は存在し得ないし、又そこから吾人が期待する如き結果は生じない。

中世の法王組織は明白にこの原理の上に建てられて居つた。この原理は要約すると次の四つになる。

- 一、一切の制度は唯一の概念の結果でなければならぬ。従つて、各國民政府は、程度こそ異なれ、同一の形式をとらねばならぬ。
- 二、全體的政府は國民的政府から全く獨立して居らねばならぬ。
- 三、全體的政府の構成員は、全體的見解を持ち、特に、全體の利益を事とする立場によつて指導

されて行かねばならぬ。

四、彼等は、外部の力を藉りぬ自己本來の一勢力、即ち輿論の、保壘とならねばならぬ。(註四)
サン・シモンが歴史的認識方法によつて中世から發見した統一的政治組織の原則はかくの如きものであつた。

サン・シモンは、これを基礎として、現在に處して最善のものと推定される政治組織を求めたのである。法王組織が當時の歐洲社會に有益なものとされたのは、以上の四原則の上に其基礎を置いて居つたからである。然るに、其後其任に當る者の無智は、この原理の善用を不可能にしてつた。これがために折角の組織も有害無用のものに化してつた。然し、この原理其者は依然として統一の社會組織の厚理たるにふさはしい。我々は、これに新しい内容を盛つて、新らしい政治指導原理をつくらねばならぬ。而して、これに新らしい内容を盛るがためには、歴史的方法によらず、科學的方法によらねばならぬ。何んとなれば、十九世紀は實證科學の時代であるから。サン・シモンは、かう考へて、「十九世紀科學研究序論」及「人類の科學に關する覺書」等によつて彼が完成した科學的研究の結果を、こゝに適用したのである。

即ち、彼は本論の冒頭に次の如き意思表示をした。「時間と場所から獨立して、確實にして且絶對普遍なる原理の上に樹てられた一政治形式を見つけないと思ふ」と(註五)

サン・シモンのかくの如き問題の立て方を以つて、或る著者は、「彼自身巧みに攻撃して來た唯理主義の非歴史的考へ方への復歸を意味するものである」と批評し去つてゐる。(註六) 成程、たゞこの

著のみを以つてすれば、サン・シモンは自己の否定した方法に容易く復歸する矛盾を犯してゐる如く見える。然し、それはこの著のみによる判断であつて、サン・シモンを深く且正しく理解した人の言とは思はれないのである。

サン・シモンは「人類の科學に關する覺書」に於て、生理學が實證化されると同時に、宗教、道德、政治、教育も亦實證化されねばならぬ。萬有引力の法則によつて、一切の觀念形態は統合されねばならぬと説いた。そして、サン・シモンは科學と同様の基礎の上に政治を据えたのである。従つて生理學の實證化に伴ふ政治學の實證化には、當然、今迄の研究によつて彼が得た科學的方法を採用しなければならぬ筈であつたのである。故に、サン・シモンは、この著に於て、突然進化的關係を否定し去つたのではない。それより以前の諸研究の綜合の結果或は繼續として、彼は、この著に於て超越的見地から政治關係を考察したものと云はねばならぬ。前述したムックルの見解は、淺薄の侮を當然甘受しなければならぬであらう。

サン・シモンは云ふ、

「若し、余が、世人が今日まで政治問題を取扱つて來た方法でこの問題を解決しやうとしたならば、余は際限のない議論に一つの新方面を開らくに過ぎないであらう。この問題について從來行はれて來たすべてを度外視して、余はこの研究に於て、一切の證明の確實性の基礎となる二原理、即ち推理と經驗にのみ助力を求めらう」と。彼はかくの如き用意の下に筆を進めて行つたのである。

註一 本雜誌第二十三卷第二號拙稿參照。

註二 Saint-Simon, op. cit., p. 269, No. 1.

註三 Saint-Simon, op. cit., p. 269, 270.

註四 Saint-Simon, op. cit., p. 273-274.

註五 Saint-Simon, op. cit., p. 275.

註六 ムックル著「サン・シモンの生涯及學說體系」(高橋正男氏譯)百四十六頁。

五、國民的議會から國際議會へ

一切の科學は連鎖關係にある。科學の各部門は、すべて、解決すべき問題、研討すべき疑問の連鎖そのものである。相互に異なるかの如く見えるのは單にその問題の性質が異つてゐるからに過ぎない。故に、或る科學に適用した方法は、それがたゞ或る科學に適當してゐるといふ丈で、すべてのものに適當してゐなければならぬ、若し、それが正しい方法であるなら。

この方法とは觀察科學のそれである。サン・シモンによれば、それは分析と綜合の併用である。この方法によつてのみ、一切の科學は實證化されるのである。

我々は、綜合によつて、研究されるべき事物の全體を包有する、我々はこれを、ア・ブリオリイに研究すると云ふ。分析は、その事物を仔細に觀察するために細分する。我々はこれを、ア・ポステリオリイに研究すると云ふ。綜合によつて得た結果は、分析によつて實證されねばならぬ。そして、その反對に、分析によつて得た結果は綜合によつて確認されねばならぬ。換言すれば、一つの問題が

最も確實な方法で取扱はれるためには、我々は分析と綜合の二方法を交替に使用しなければならぬのである。そして、この時に初めて、その研究対象は正しく且充分に論究されたと云はれ得るのである。

従つて、サン・シモンは次の如く云ふ事が出来た。

「最良の制度とは、公共の利害に關する各問題か、常に綜合と分析とによつて、交互に研究される様に組成された制度でなければならぬ」と。

然るに、一社會に於て、公共の利害に關する問題を、綜合と分析の二方法で交互に研究すると云ふ事は、換言すると、全體の利害と云ふ關係と、全體の利害を構成してゐる特殊の利害と云ふ關係の二つの立場から、それを交互に研究する事に外ならぬ。(註一)

そこで、最善最良の政治組織を如何にして構成するかの問題は、二個の異つた政治權力―その一つは國民全體の利益を庇護し、他は國民各個の特殊利益を保證する―を樹て且、其間の協調を計るにはどうすればよいかと云ふ問題に具體化する。

サン・シモンは、この二つの政治權力の中、前者を「全體利益の力」(Pouvoir des intérêts généraux)と呼び、後者を「特殊、或は地方的利益の力」(Pouvoir des intérêts particuliers ou locaux)と呼んでゐる。

この二權力は平等の地位を有し、相扶けて問題の解決に務める。そしてこの二權力は、それ／＼演繹的及歸納的見地から判斷して、全體並に各個人の必要を充足さすものでなければ決して法律と

して認定しない。従つて、そこからは善い法律しか生れない譯である。

然し、一が他に勝つと云ふ不安、即ち、全體的利益が部分的利益の犠牲になつたり、部分的利益が全體的利益を壓倒して了ふと云ふ憂は少くない。そこで、この兩者の均衡を常に平等ならしめるに第三の權力が必要となる。

サン・シモンはこれを、統制力或は調節力(pouvoir régent et modérant)と呼んだ。

この權力は、其正常なる制限内に於て、他の二權力の發案若しくは議定した法律の再審議をなし、誤謬あれば、これを訂正し、尙必要な場合には、其提案を却下し、新提案を自ら二權力に下附してこれを審議せしめる。即ち、許されたる範圍内に於て其權力を行使し、他の二權力の均衡を維持し、且、何れかの超權を制御する作用をなすものである。

サン・シモンは、かくの如き原理を基礎とした制度を信ずる事厚く、この制度の美點は、正しい三段論法のそれの如く、確實、絶對且普遍的である」と云つてゐる。(註二)そして、彼のこの所信を深くしたものが英國であつた。

かくの如き政治組織は、百年以來、その自由と偉大さに於て崇敬すべき一國民、即ち英國國民の間に存在して居つた。

英國は海によつて大陸から引離され、大陸の住民と共通な因素を維持する事を止めた。そして、他のすべての歐洲の政府とは異なる政府をつくつた。英國の憲法は、僻見と因習を基礎とせず、あらゆる場所あらゆる時代に於て一切の政治組織の基調であるべき人民の自由と幸福とを、その基

礎として居つたと、サン・シモンは賞讃してゐる。

英國の議會制度は國王、上院及下院の三權力より成立してゐる。王は、法律の作成に際し、法案提出權と法案拒否權とを有してゐる。そして、彼は實施權の唯一の把持者である。何んとなれば、問題の全般を達観するには多數の人よりも一人の方が遙かに可能であり、しかも、王は、他の市民と異つて、部分的利益關係を超越し彼の國民の偉大及名譽自體を彼自身の利益關係としてゐるから彼の提案したものは、すべて、全體的關係に立ち全體利益のみをその目的としてゐるからである。王位は世襲される。王位の世襲は、王の死によつて生ずる政治的動搖の危険を阻止する。然し、一面に於て、無爲無能の君主が即位する危険は免れない。若し王に必要な才智が缺けて居れば、憲法によつて與へられた權力の管理を彼は謬るであらう。若し、王が賢明であつても公平でなければ、彼が受託してゐる實施權は、個人的復讐や專斷的欲求のために悪用されるであらう。そこで王位は斷然二つの異なる部分に分けられる。その一部には、光輝と華麗の如き王權の外的標識が屬する。即ち支配王朝である。他の部は政務を執行する機關である。本質的に選舉によつて任命された首相が政務執行に關しては一切の責任を負ふ。かうして王位世襲の弱點は責任内閣の存在によつて補はれてゐる。

下院は、王と同様に、法律の立案權と拒否權とを行使する。彼等は特殊利益を代表する權力を全範圍に於て實行する。何んとなれば、下院を構成してゐる人々は、各自彼等を選出した州、或は彼が一員である團體の利益を特に考慮しなければならぬ立場にあるからである。國王と下院と兩者相俟つて初めて、全體利益と特殊利益とが一致した法律が出来る。

上院は、出生、勤務、富、及學識に於て優秀なる人々、即ち貴族から成るもので、國王及下院の調停力として存在の意義を有してゐる。上院は、王が下院に勝つか、或は下院が王に勝つかによつて、國家が或は專制政治になり、或は民主政治になり、彼等自らもこの變化に従つて廷臣になるか平民になるか何れかに歸屬しなければならなくなる動搖を抑止するため、他の二權力を監視し若し何れかに越權的行爲のある時には、これを速かに權限内に復歸せしめる。

かくして、善き制度はよき法律をつくり、其結果、よき法律はその制度を鞏固にする。善き法律によつて個人の自由を確認し、財産の保障、言論及出版の自由を確立する事は、治者と被治者との間に最も親密な關係をつくり、後者をして國事に對する發言權を與へる。英國の隆盛はこの理によるものであつた。サン・シモンは英國の實際的繁榮に鑑みて愈々其確信を増したのであるが、各國が英國の型通りにこれを採用せん事は希望して居なかつた。彼は、モンテスキューの云ふ如く、固有の政治形式が各國民に必要であると云ふのは眞實でなくとも、それを受入れる人々の習慣及それが樹立せられた時代によつて、この形式はいろいろ修飾される必要があるのは眞實であると考へて居つた。

以上の如き政治形式を最高至善のものと確信したサン・シモンは、遂に、これを廣く歐洲社會に適用して、歐洲社會に永久的平和と合理的政治組織を與へやうとしたのである。我々は、又しても、人類社會の改革者を以つて自信するサン・シモンの面目躍如たるものをそこに感ぜざるを得ない。

彼は云ふ「若し、歐洲が包有する全國民が一議會によつてそれ／＼治められ、一切の國民的議會の

上に置かれ彼等の異同を判定する權力を賦與された一全體議會の優越を認めるならば、歐洲は可及的の最良の組織を有するであらう。」(註三)

歐洲議會は國民的議會の擴大圖である。

王、上院、下院がその構成要素たる事は同様であるが、その各部を構成する人々の人格及職能については、より廣く且より高いものが要求されてゐる。

サン・シモンは、歐洲議會の下院に列すべき人々に對して、國民的愛國心以上のものを了解し得る能力を要求してゐる。その理由はかうである。一國に生れ、その國の市民たる人は、すべて、彼の教育により、彼の境遇により、又前人の典型により、共同利益の中へ自己の個人的利益を汲入しやうとする強い傾向を持つ人々はこれを愛國心と呼んでゐる。この事は國民的政府についても又歐洲政府についても同様であるべきであるが、異なる點を云へば、歐洲的愛國は、國民的愛國心よりも遙かに廣大な感情でなければならぬと云ふ事である。モンテスキューは「人間を形成するものは制度である」と云ふ。これは眞理であるが、反對に人間が制度をつくることも云ひうる。従つて、人がより高い愛國心を理解する精神を準備してゐなければ、この制度は樹立され得ない。

そこで、歐洲議會の下院には、歐洲議會と云ふ團體の利益を、容易に理解し得る、優れた能力を有する人のみが入るを許される規約が必要である。

下院議員は、實業家、學者及官公吏に限定され、各議員は、各自、讀み書きの出来る人百萬人の意思を代表するものとする。故に、歐洲に讀み書きの出来るものが六千萬人居るとすれば、下院は

二百四十人の議員によつて構成される事にならう。議員の任期は十年間とする。又、議員は、少くとも、二萬五千フランのレントを生ずる財産を所有すべきである。其理由は、政府の堅實の度は財産に在ると云ふ事が確實な眞理であるからである。但し、この眞理は無條件ではない。即ち、財産そのものが、文化の進展を決して阻止しない時のみ、この眞理は其存在の價値を有つ。従つて、優れた功績を有するが、資産を有たぬ人々からも、二十人を選んで下院議員たる事を許し、土地不動産の収入二萬五千フランを與へるべきであらう。何んとなれば、才能が財産と結合しない時には、才能ある者は直ちに他人の資産を奪掠するからである。フランス革命は我々にこの證明を與へてゐる。

上院議員は、國民的議會に於ける場合と等しく、彼等を歐洲に於て有名ならしむる丈の富を有してゐなければならぬ。即ち、少くとも、土地不動産からの収入二十五萬フランを所有すべきである。其數に於ては制限はない。任命は王によつて行はれる。王はこれらの議員の外、科學、工業司法、行政等に於ける研究によつて歐洲社會に最も有益なる貢獻を與へたと判定される物を工作した人、或はその子孫の中から二十人を選定して、之に貴族の稱號を與へ上院に列せしむる事が出来る。

王に關しては、サン・シモンはたゞ世襲であるべきだと云ふ以外に殆んど記述してゐない(註四)

此國際議會には歐洲社會の全體利益に關する問題が残らず提出されるであらう。従つて、其職たるや多方面に互つてゐる。例之、歐洲の一部の人民が他の政府に加入したいと申出た場合の判定、歐洲社會全體に利害を有する企業—ダニューブとライン、ラインとバルチック海を運河で連絡する—

の指揮、公民教育の普及、道德書の編纂、良心の自由、信仰の自由の保證等である。かくして、この結果「歐洲人民の間には、制度の一致、利害の統合、格律の類似、道德及公民教育の共通等、政治結合の基礎及連鎖となるものが一切存するに至る」のである。(註五)

註一 Saint-Simon, op. cit., p. 277.

註二 Saint-Simon, op. cit., p. 270.

註三 Saint-Simon, op. cit., p. 288.

註四 Saint-Simon, op. cit., p. 292.

註五 Saint-Simon, op. cit., p. 294.

六、サン・シモンの見たる歐洲の現状と平和の實現性

サン・シモンは、かくの如く一國際議會の設立を提唱して、歐洲社會の平和の基調を確立しやうとしたのであるが、この企が直ちに成立する事を希望はしてゐなかつた。

彼は、この時代は未だ我々から遙かに遠い。人間の智慮が、この點に目覺めるには相當の期間を必要とする。故に、現在残されてゐる問題は、如何にせばこの期間を出來得る限り短縮し得るかと云ふにあると考へた。そして、彼はこれに答へるが如くに云ふ「議會政治の下にある歐洲人民の一部が、その勢力に於て、依然として專制政治に服従してゐる人々に優超するや否や、歐洲議會は樹立されるであらう」と(註一)

然らば歐洲の現状は如何、

イギリスとフランスとは歐洲の殘部の諸國に對して其勢威の點に於て疑もなくすぐれてゐる。而も、兩國は等しく議會政治を採用してゐる。この事は、歐洲社會の改造は現在から開始する事の可能な事實を示してゐるものではないだらうか。

故に、英佛二國は歐洲の統制と云ふ偉大なる事業の指導者たる地位を自覺しなければならぬ。そして、一の聯合議會を樹立し、歐洲社會改造の第一歩を踏出さねばならぬ。サン・シモンは英佛議會の樹立をもつて歐洲社會改造の基礎と見たのである。

此英佛議會(Parlement anglo-française)の構造は當然歐洲議會と同一のものである。たゞ、英佛兩國のこの議會に於ける代表權に於て特殊の事情が參酌されねばならぬ。即ち、兩國の代表の割合はフランスが $\frac{1}{3}$ 、イギリスが $\frac{2}{3}$ を代表しなければならぬ。讀み書きの出來る者百萬人毎にフランスは一人を、イギリスは二人を代表として選出する事が出來る。この規定は、一見した所によると、兩者の權力の平等を無視してゐる様であるが、フランスのこの讓歩には次の如き二つの理由が存してゐる。第一にフランスはまだ議會政治に少ししか慣れて居らぬ。従つてより長い經驗を有するイギリスの指導が必要である。第二に、イギリスはこの議會設定に賛成する事によつて幾分の犠牲を拂はねばならぬが、フランスはこれに反して、そこから利益のみ得るからである。然し、イギリスがこの協同行爲に對して犠牲を拂はねばならぬと云つても、それはイギリスがこの合同から利益を得ないとは云ふのではない。たゞ、イギリスはこの協調による利益を享受する前に、この協調を結ぶ事から生ずる一時的犠牲を忍ばねばならぬと云ふ意味なのである。歐洲全體に立脚して兩國の立場

を仔細に考察して見れば、この合同は、疑もなく、兩國にとつて現在不可避免的に進行しつつある政治的一大動搖を阻止し、局面を展開する唯一の手段であつた。

サン・シモンは兩國を次の如く觀察した。

先づイギリスから觀察して行かう。海上の覇權を掌握したイギリスは、アジアとアメリカを支配し世界の商權を我手に收めて縦横に切廻してゐる。海上の覇權のみではない。農工業に於ても又他國を遙かに凌駕してゐる。然し、かゝる偉大な國民にも尙一つの腐敗せる土臺の一部が発見される。イギリスの負債額は限りなく上り、その結果、國民の生活必需品の價格及貨銀は甚だしく騰貴してゐる。紙幣は貨幣に對して價格を失ひ、交換は常に不都合を生むてゐる。

イギリス人の愛國心は、祖國を脅かすボナパルトの存する限りは無言で感激して政府を助けもしたが、平和が回復され、ばこの靜安を維持してゐる筈はない。それは勿論不可能である。若し、急速に治療を加へない場合には、財政上、政治上の革命はイギリスに於て不可避のものとならうとする形勢は明白である。ホイッグ黨はこの機を利用して從來の宿敵たるトオリイ黨政府に對して大膽なる反抗を試みるであらう。ホイッグ黨は既にアメリカ戦争に反抗した。フランス革命の進行中には絶えず宣言して、社會制度の革命に努力し、議會制度を樹立せんとするフランス人に好意を表すべき事をイギリス人に勸説した。彼等はバーク等の保守精神を蔑つて、大イギリスの自由は大陸諸國民の自由の増加と正比例するものであると斷言さへした。

世論はホイッグ、トオリイ何れに賛成するであらうか。輿論の中心をなしてゐる多數のイギリス

人は國家の債權者として、國家が完全にその支拂を履行する事に利害を感じてゐる。そしてホイッグ黨の主張に賛成してゐる。然し、ホイッグ黨自身は、恐らく、輿論のこの後援を利用して政權の積極的獲得、を企てる事はしないであらう。何んとなれば、政權の移譲と國家の破産の到來とは不可分關係にあるが故に、破産を防止する運動は、他方に於て、政權のこの推移の進行を阻げるからである。ホイッグ黨はかゝる見解から、一切をその自然的推移に任せるに違ひないであらう。

従つて、イギリス政府が負債の利子を最早支拂得ないと國民に白状しなければならぬ時が来る迄は、政權はトオリイ黨の手にある事、其時には一大政治的動搖が生じて、政權はホイッグ黨に移るだらうと云ふ事は甚だ見易い結果である。

然し、革命もなく、又國家の財政的破産もなく、平和の裡に政權の讓渡を行ふ道はないのではない。サン・シモンはこの策として、イギリスのフランスとの同盟を、獻策してゐる。

「英國は壯大な建築物を建てたが、その建物をつくるために莫大な負債を得た大商店にたとへる事が出来る。然し、彼女が、富んだ出資者を發見すれば、彼女は繁昌するだらうし、さもない時には當然失敗するであらう」。(註二) フランスはイギリスにとつては、丁度此出資者に相當するものである。

然し、イギリスが獨りフランスを必要とするのではない。フランスも亦イギリスを必要とする事頗る切なるものがあつた。フランスはフランスで差迫つた内政的事情を有して居つた。サン・シモンはその事態を説くに先立つて、英佛兩國國民の行つた革命を見て、そこに驚く程類似點のあるのを發

見してゐる。彼は兩國の文化發展を五期に分割して比較をしてゐる。

第一期 文化の發展は古き社會制度の不利益を實證する。そこで、國王も貴族も、國民も、一切の階級は新制度の必要、即ち革命來の必然を等しく感得する。そして個人的利益は全體的利益の前に消滅して、人々は公共の幸福と云ふ一目的一希望のみを持つ。

第二期、事態は急轉して革命の魅力は人々から立去る。人々は無謀な狂熱を悔ひて利益や損失を計算し初める。舊制度の擁護者は再び擡頭して來て、王黨と革命派との間に争が起る。革命派は民衆に其支持を求める。

第三期、最下層階級專制の時代である。この結果内亂と飢餓とが生れて、國內は無政府状態に陥る。

第四期、その無政府状態が絶頂に達すと、疲勞した人心は其反動として、秩序と服従を求める。一人の專制政治は、下層階級のそれよりも彼等にとつてより憂の少いものとなる。クロムヴェルもナポレオンも等しくこの風雲に乗じて、無産者から權力を奪つて自己の掌中にそれを收めた。劍は民衆の勢威を抑止する唯一の力となる。そこで、軍國主義的政治が民主的無政府状態の疾跡の上に建設せられる。

第五期、幾多の動亂の後に平和が回復される。そして、國民の一部の賢明なる人々が最初に希望した變化が漸く實現される。(註三)

この文化階級から推定すると、現在のフランスは略この第五期に相當し、漸く國內の平和を樂む

時期に入つてゐると見る事が出来る。然し、イギリスに於ける革命の進行課程としての第六期を求めて、これに相當する時期をフランスに於て對比的に求めて見ると、フランス國民にとつては尙寒心すべき事態が横つてゐるのが看取されたのである。

イギリスの第六期はスチュアート王朝の追放といふ事がフランスにとつても亦喜ぶべき現象でない事は云ふ迄もない。然るに、ブルボン王朝が同じ運命に陥らないと確信を以つて何人も斷言し得なかつた。少くとも、サン・シモンはそう觀察した。サン・シモンによればこの種の暗雲はフランス到る所に漂ふて居つた。

第一に新舊貴族の暗闘がそれである。ボナパルトによつて倍加された貴族は對立的の二黨派、しかも相互に全く不満な二派に現在分立してゐる。舊貴族は革命によつて彼等の財産、公職榮譽を喪失したとは云へ、彼等の喪失したそれらのものを一切獲得した新貴族に對して戦ふ丈の勢力を今尙社會に於て保持してゐる。舊貴族は、政府の顯位要職はすべて、祖先以來彼等の獨占的特權たる事を主張し、新貴族は舊貴族が出生の特權であると稱するものを彼等は富により智識によつて得たものであると主張してゐる。特に、この間の争闘の烈しさを物語るものは軍人階級であつた。ナポレオン以來の仕官にとつて甚だしく心外な事は、嘗つて歐洲の天地を震撼させた彼等が、今や金色燦然たる虚器を擁するに過ぎない王族の下位に置かれてゐると云ふ事である。然るに舊貴族は、之に對して、彼等の祖先が掌握して居つたものと然らざるものとを問はず、一切の軍職を自己の所有に屬するものであるといふ要求を有して居る。

社會的不安はこれに止まらぬ。曩の政治的權勢を奪はれた諸官吏はその權利の回復を希望してゐる。一國の勢威を表示するものとして最も重大な商業者階級は、今尙貴族の自負と尊傲とによつて壓潰されてゐる。彼等はしきりに當局の保護と援助を希望してゐる。更に又、無産者階級からは、最も忌むべき昔日の暴政の記憶を新にする傾のある取立方法(droits-réunis)に對する撤廢の聲が高い。又、漁業及航海業者は英國の海上獨占に壓迫されて僅かに沿岸航行を行つてゐるにすぎぬ有様である。

加之、フランス政府の外交上の失策は甚だしく國民全體をして切齒扼腕せしめてゐる。これらすべての不安を觀察し給へ。フランス國內の動搖は明白な事實である。

但し、特に注意すべき點は、かくの如き各階級の不滿は政府當局に向けられたのであつて、決して現在の政治組織の基礎に對するものでないといふ事である。(註四) サン・シモンによれば、革命以來僅か二十五年の日子の間に十回も憲法の改廢を見た結果、漸く現在の政治組織を採用するに至つたのであるから、國民的不備の原因は云ふまでもなく、憲法自體に存するのではなく、その運用如何に存するものであつた。而して、この憲法運用上に於ける失策については當に政府のみを責むべきでなかつた。議員も當然其一部を分擔すべきであつた。ナポレオンの獨裁政治に脅え切つた議員等は、自己の本務を勇らしく遂行する勇氣から全く見放されて居る。故に、今日の憲法は「一の私生兒的政治形式である。即ち、代議制は權力の濫用に對して何事もなし得ない無爲無能の道具に外ならないのである」(註五)、一言にして云へば、大憲章はあらゆる人に與へられてはゐるが、實際の適用

に於ては全く其效力を失つて居つたのである。

かくの如き缺陷が存する限り、フランスに於ける政治革命は避け難い。然らば、革命は何處に實現するか。下院にだらうか。下院議員は一時的任命によるのであるから、革命が彼等に對して起つたとしても、それは一時的の權力を奪取するに過ぎぬ。上院に對しては如何と云ふに、貴族は決して永久に世襲のものではない。貴族は自己の社會的存在を喪失しない時に於てすら、自己の意思によつて貴族たる身分を放棄する事が出来る。革命は全力を擧げて王位に迫る事は明白である。ブルボン王朝の危機は實にこゝに胚胎してゐるのである。

そして、ブルボン王朝の危機は以上の社會的根據以外に二つの政治組織上の原因をも有してゐるのである。

第一の理由は、フランスでは責任内閣が認められてゐない事である。フランスでは行政權と王權とが確然と分離されてゐないが、若し、イギリスの如く、行政的王位(royauté administrative)が世襲的王位(royauté héréditaire)から獨立して居つたならば、政治的災厄は常に行政的權力を脅すに止る。打撃は大臣等に下り、決して王には觸れないであらう。

第二の理由として擧ぐべきは、王を以つてすべての行爲の中心の動力であると思ふフランス人在來の政治的慣習である。この事は、一見、フランス王朝の國民に對する壯重さを示すが如き觀を呈してゐるが、何ぞ知らん、これを反つて王朝に對する致命的打撃となるものであつた。第一の理由と相俟つて、王位を一切罪惡の源泉と思はせ、王朝をして繁榮と反對の方向に進ましむるので

ある。

兩國の現状は當に示す如くである。彼等は、協同か排撃か選擇の岐路に立つてゐる。サン・シモンはこの撰擇に對して次の如き指針を示した。

「人間は他人の幸福に於て自己の幸福を求める場合にのみ眞の幸福に醉ふ事が出来る」。而して、この格律は「或る方向に走つてゐる一物體が、その途中でそれと反對の方向に走つてゐる他の物體に出會ふと、そこに停止するか或は退轉すると云ふ物理的法則と同様に確實であり、同様に實證的である」と(註六)。

かくして設置された英佛議會は、フランスをしてイギリスが享してゐる一切の利益を分有せしむるであらう。イギリスは、商業を擴張し、工業の隆盛を増し、世界の海運を一層開拓するであらう。英佛共同銀行の發行する紙幣は、絶對的な流通能力と活動能力を發揮してフランスの工業を飛躍せしめ、且商人階級の希望を十分に満足せしめるであらう。

英佛議會は、第一の事業としてドイツの加入に務めるべきであらう。サン・シモンによれば、ドイツの傳統的に高遠な道義心を英佛二國民に注入する事は、聯合議會に清新の氣を與へ、其基礎を益々堅固ならしむる所以であつたのである。

彼は云ふ「至純な道徳、決して偽のない眞摯、あらゆる艱難に際してのその誠實さは、ドイツの國民性である」。フランス人が彼の國內に於て、飽くなき暴戾さを見せてゐる時ですら、一人のフランス人もドイツ人の裏切によつて殺されなかつたと云ふ事實に徴して、之れは明白である。加之、ド

イツ國民は、英國民の如く美しい感情の代りに算盤を置き、利己主義に走つて崇高なる人類の使命を忘却するかの重商主義的精神に少しも汚されて居らぬ純眞な國民である。

但しサン・シモンのドイツ人に對するこの見解は正しくなかつた。サン・シモンは彼が賞讃措く事を知らなかつたこの議會候補者に對してゾオルテールの有する皮肉な明智を全く缺いて居つたらしい。ゾオルテールならば、サン・シモンをしかく喜ばしたドイツ國民の純朴、善良、誠實、哲學、等にフレデリク二世によつて完成された軍事訓練が無影響で通らなかつたであらうと云ふ事は恐らく認め得たであらう。しかも、サン・シモンが教を受けたと云はれてゐるダランベール及デイデロの手になる百科全書の《Allemagne》の項はこの國民は、不平を云はずに軍事的訓練に服従し、且好戰的性向を有して居る事を述べてゐる。故に Pouch は曰く、「フランス人が荒涼した國に於て一人のフランス兵も叛逆によつて殺されなかつた」と云ふ句を、チェリイとサン・シモンの筆によつて一九一九年によんだならば何等かの憂鬱を感じてゐるであらう。我々はこの著者が既に幻影を畫いて居つたと云ふ事を信ずる權利に甚だ高く支拂つた」と。然しこの高價な支拂が國際聯盟をもたらし、サン・シモンの希望を幾分にも實現した事から考へれば、彼の豫言の價値は依然として舊價を保つものと見る事が出来る。(Pouch, La tradition Socialiste en France et la société des nations, p. 23)

然し、この善良なドイツ國民も、英佛兩國民と同様の社會革命を経過しなければならぬ。事實彼等も革命の接近した事を感じてゐる。革命に於ては、既に英佛の實例によつて我々が知りうる如く、

無産者階級と有産者階級間の争闘は免かれ難い。革命の第二期に於ては、無産者は武装によつてのみ有産者の拒絶に對抗しうる。そして、内亂、殺戮を惹起する。換言すれば「財産に於ける變革なくして社會制度に於ける變革は決して存在しないのである」。(註七)

故に、英佛議會はドイツの現に受けんとしてゐるこの苦難をして、より短期間の、又より平穩なるものとし、ドイツを助けてその改造を促進せしめねばならぬ。ドイツ國民は、聯盟議會に参加し、その助力を得て憲法の制定、國家の統一を完成した曙には、必ずや、歐洲の殆んど半を有する其人口によつて、其中央的地位によつて、特にその氣高く寛大な性格によつて、直ちに歐洲に於ける第一位を享有する運命にある。

かくて、英佛議會が英佛獨議會となり三國協同の實を見るや否や、ドイツ國民の高潔な道德的感情は、英佛兩國國民をより自由公平な態度に導き歐洲殘餘の諸國民の改造をより速く、より容易なものとするであらう。

サン・シモンは洋々たる希望に陶醉しつゝ、此著を結んだ。曰く「詩人の空想は人類の創生時代、原始時代の無智と野蠻との中に黄金時代を置いた。除かねばならぬものは寧ろ鐵の時代であつた。人類の黄金時代は決して我々の背後にあるのではない。それは我々の前にある、それは社會秩序の完成の中にある。我々の祖先は之を少しも知らなかつたが、我々の子孫は何日かそこに到着するであらう。彼等のためにこの道を開拓すること我々の務である」と。(註八) Weilはこの句を評して曰く「國家的憎惡が増大し社會的憎惡が激烈となるので目撃する現世紀末の人々は、悲痛な感情なしで

この章句を再讀し得なす」云々。

註一 Saint-Simon, op.cit, p. 296.

註二 Saint-Simon, op. cit, p. 304.

註三 Saint-Simon, op. cit, p. 306-308.

註四 Saint-Simon, op. cit, p. 313.

註五 Saint-Simon, op. cit, p. 314.

註六 Saint-Simon, op. cit, p. 320.

註七 Saint-Simon, op. cit, p. 325.

註八 Saint-Simon, op. cit, p. 328.

七、三冊の政治的パンフレット

サン・シモンの歐洲議會成立への努力は「歐洲社會の改造に就きて」を以つて終を告げたのではなく。彼はこの努力の尙繼續すべきものであることを既に「歐洲社會の改造に就きて」を書くに當つて自覺して居つたのである。即ち彼は其序文に次の如く書いた。「この著述はいろいろの事情で發表を早められた。この書はもつと遅く又もつと發展した内容を以つて初めて發表さるべきであつた。……若し、この論文が社會の好評を得たならば、第二版は、この場合時間が余に擴張する事を許さなかつた事をもつと多く敷衍するであらう」と(註一)。

サン・シモンは、ナポレオンの倒壊を豫言し、且ブルボン王朝の放逐をも暗示し得た彼の歴史的推論の明敏さによつて、本書の外的成功を招來する事が出来た。本書は一ヶ月の間に再版され Charles

Comte と Dunoyer の編輯する Le Censeur の援助を受ける様になつた。

彼が一八一四年に書いた「反對黨結黨に關する書簡」Lettre sur l'établissement du parti de l'opposition, は一八一五年にこの censeur に掲載された。

彼は本稿に於て、二大反對黨の對立は相互に牽制を行ふために必要である所以を説き、そして、特に大憲章の確保を要求した。土地所有者は、明白に憲法維持の必要を有してゐる。急進勤王黨の攻撃によつて惹起された不安は土地の價格を暴落せしめた。土地所有者はこれに對して結合し、組織的な反對黨をつくらねばならぬ。反對は議會の内外に存在しなければならぬ。自由黨は寄附によつて彼等の選手を支持せよ。

サン・シモンは土地の保證について縷述した後、この問題について一の著述を豫告した。「國有財産所有者の防衛者」"Le défenseur des propriétaires de domaines nationaux ou recherches sur les causes du discredit dans lequel sont tombées les propriétés nationales, et sur les moyen d'élever ces propriétés à la même valeur que les propriétés patrimoniales, par le comte de Saint-Simon et d'autres gens de lettres." がこれである。

此時ブルボン王朝を驚駭せしめたものはナポレオンのフランス上陸の報告であつた。ルイ十八世及外遊貴族の打續く失政は、ナポレオン再舉に適當な口實を給與したのである。一八一五年一月一日にナポレオンは Jovan 港に上陸した。此警報がサン・シモンの全力を傾倒した歐洲社會改造の計畫を阻止する雰圍氣を醸出した事は勿論である。彼は自己の大事業を阻げ平和の開展を止める人物侵入者一クロムウエンに對して、激烈なる排撃の一小冊子を投げつけたのである。

「ナポレオン、ボナパルトによる佛國領土侵略に關するサン・シモン伯の信念の表示」"Profession de foi du Comte de Saint-Simon sur le sujet de l'invasion du territoire français par Napoléon Bonaparte" は五月十五日に公刊された。

本書に於てサン・シモンは云ふ。

英國人が放逐したと云ふ名目と主張を以つて、スチュアート王朝の後裔が英國に現れた時に其國民は彼等の特權を防禦するために擧つて立上つた。若し、其代りに國民の憎惡によつて追はれたクロムウエルが港に上つて、彼が失つた専制政治を武裝した手で要求したならば、イギリス人は何んとしたであらうか。今や一人物がフランスの國境に姿を現した。この人物は十年の間甚だ過激な軍事的専制政治によつてフランスを荒廢せしめた。彼は我々の共同一致によつて帝位から追放された人物である。然るに尙、彼は我々を統治せん事を要求してゐるとは。(註二)

我々の要求するものは何等かの特權ではない、それを我々に保證する一家族でもない。それは我々の憲法全部であり、それを我々に確保する一王朝である、我々の自由を必要とする王である。要之、「フランス人が第一の欲求は、フランスが自由である事」、「第二は彼女が長い間自由である事、第三は彼女がブルボン王朝の下で自由である事である。」(註三)

故に、萬人はナポレオンに對して武裝すべきである。兵士は一人物のために祖國を忘却する事はないであらう。若し、この場合に兵士が彼の義務を忘れたならば、彼は名聲を墜すであらう。彼は

フランス及歐洲の輿論を失ふであらう」と(註四)。

サン・シモンのかゝる大膽なる排斥にも拘らず、ナポレオンは進んで巴里に入つた。巴里に入つたナポレオンは舊共和黨を集めるのに成功した。先づ彼は Benjamin Constant をして第一帝國憲法の増補を行はせた。全盛時代の皇帝に仕へなかつた大 Carnot もナポレオンに説服せられて内務大臣の職をとつた。サン・シモンは Carnot に認められて百日の短時日であつたが Arsenal の圖書掛員に任命された。當時、サン・シモンが抱いて居つた思想は、彼がチエリーと協力して書いた「一八一五年同盟對抗策に關する意見」Opinion sur les mesures à prendre contre la coalition de 1815 云ふ小冊子によつて知る事が出来る。これは四つ折の小冊子で五月十八日に出版されてゐる。

其序によると、「歐洲社會の改造について」に於て話した時には、英國民と佛國民との同盟は希望されて居つたが不可能であつた。然るに今日では同盟は必要であり且可能であると云ふ信念で、サン・シモンはその内容を書いてゐる。(註五)。

サン・シモンによると、一八一五年の同盟は異常な事件でも、或る種の不意の出来事でも、歐洲諸強の出来心によるのでも決してない。それは来る所甚だ遠いものである。それはフランス革命以來の歐洲に於ける政治的事件の連續の一期である。ブルボン王朝の逃走も、同様にフランスに於ける政治的事件の連續の一期にすぎない。従つてフランスに於ける社會組織の原理と歐洲強國の政治原則との間に隙の存する限りは、フランス社會内部に大運動の起る度毎に、國外に一大運動を伴ふ事、例へばフランス國民が自由を欲求すると其反對的努力が諸強に喚起されるのは當然の結果であつた。

サン・シモンは、英國との同盟によつてこの問題に積極的解答が與へられるものである事を再説するものである。彼は先づ同盟能力を有する國を、オーストリア、ロシア、プロシヤ、イギリスの四國とし、順次に彼等の對佛關係を考究した。

佛國の二皇帝は親戚關係にあるから兩者の同盟は可能である。然らば、同盟條約は何であるか。佛國の野心は伊太利の併合にある。同盟の第一條件が、佛國の伊太利併合にフランスをして援助せしめる事であるとは容易に推定出来る。然し、他國の獨立を侵害する事はフランスの主張に反する。

加之、ナポレオンが佛國皇帝と親戚關係にあるといふ同盟促進の理由は、反つて、フランス皇帝をして佛國の傾向風習に昵ませ、フランス國民の自由に對する障害となるであらう。

露國はピーター大帝以來領土の擴張を以つて國是とする純然たる征服的國家である。故にフランスが彼と同盟して彼の支持を得やうと思へば、二つの方法の中何れかを採らねばならぬ。一は露國と共に征服に従事する事、他は自らは征服を企てず露國を援助してその征服を容易ならしめる事である。前者による時は、我々の自由は破壊される。何んとなれば、征服を企圖するには、國家の主長に合法的權力以上を與へなければならぬために、憲法に於ける力の均衡を破壊するに至るからである。然し後者によるとすれば、國民的存在が危機に陥る憂がある。何んとなれば、飽くことを知らぬ君主の出来心は何時か我々に鋒を轉ずるからである。前門より後門にあける大なる敵の襲撃に我々は遭遇しなければならぬからである。

普魯西は露埃より遙かに同盟國としては勝るものであるが、ナポレオンに對しては甚だしい憎惡の念を抱いてゐるから、同盟を提議しても恐らく齒牙にもかけぬであらう。

残る所は英國である。我々は英國との同盟に於て、一つの同盟によつて求め得らるべき一切の利益を得ることが出来る。英國は有力なる海運國であり且貿易國である。之に對してフランスは莫大な土地力を有してゐる。英國は蓄積された資本を有してゐる。フランスは豊饒な土地と無数の人口とを有してゐる、が資本を缺くために、これらの自然力人力は充分に使用されて居らぬ。即ち英國は、フランスの缺くものを有し、フランスは英國の缺くものを有してゐる(註六)。

而して、以上の商工業的利益以外にそれに劣らぬ重要な關係がある。即ち、英國の議會に對する百三十年に亘る政治的經驗は、專制的政治の輸致者に對し、又過激なる自由の欲求者に對しフランスの憲法擁護者を支持するであらう。(註七)

かくの如く兩者締盟の理由は充分にあるが、この結合の實現は政府の手によつては不可能である。英佛兩政府は現狀に於ては恐らく意氣投合する事も、了解し合ふ事もなし得ない。第一の理由はナポレオンによつて行はれた大陸封鎖令である。第二の理由はナポレオン政府は未だ堅實でないと云ふ憂懼である。故に、政府による協働はこの際全く希望出来ぬ。この協働を促進するのは、一に國民の努力に懸つてゐる。

然らば、國民にこの大事業を完成する力があるか。勿論、勢力は常に國民の掌にあるとは限らない。勢力が政府の掌中にある場合もある。同時に政府と國民の手許にある場合もある。然し、若し其國民にして純然たる民主的憲法を有するならば、勢力は常に國民のみが有する。然るに、今日議會政治を採用してゐるものは英佛のみである。故に英佛同盟は政府によらずとも、國民相互の接近によつて充分に完成される筈である。然るを今尙兩國の同盟が實現しないのは、要之、兩者の間に「英國はフランスを恐れ、フランスは英國を恐れてゐる」(註八)と云ふ傳統的感情が横つてゐるからである。

故に、フランス國民は *Champ de Mai* の集會で卒直にフランス國民の意思を英國に發表しなればならぬ。彼等は如何なる意思表示をするのであるか。曰く「：：我々の憲法と彼のそれとの一致によつて、原理のこの關係によつて、人間の間の最堅實なる關係である社會的利益のこの共同によつて、英國は爾來我々の自然の同盟軍である事、フランス國民の意思、英國とフランスの利益、全歐洲の利益は、この同盟が政府間の協調によつて最も親密に、最も堅實に、且最も規律正しきものなる事であると云ふ事、従つて、フランス國民は彼が樹てんとする政府に「英國政府と同盟條約を結ぶ様に命ずる事、フランス國民はこの條件によつてのみ政府を樹立する事」。

サン・シモンはこの宣言が憲法の第一條となる事を要求してゐる。(九註)

尙これには次の如き二つの附帶條件が附されてゐる。

「第一、フランス國民は彼が構成する政府に諸權力を委託するに當つて、領土の擴張から十萬人以上の人口の増加を生ずる場合には、その性質の如何を問はず、征服によるか、條約或は契約によつてさへも、領土を擴大する權利をそれに與へない事を宣言する。故に、政府が條約或は何らかの約

定によつて十萬を超越する人口を有する國の一部分をフランスの領土に併合する事を有利であり可能であると判断する場合には常に、フランス國民の意思はこの併合に次の如き手續を経たものである。

即ち、フランスに併合しやうとする國民は彼の側から、又フランス國民はその側から、個人の署名によつてこの點に關する彼等の希望を豫め宣言すべきであらう。そして、この併合は、相互から絶對多數がそれに投票した場合にのみ合法的であり又有效なるものでありと認められるであらう。

第二、フランス國民は第一憲法の増補を其のまゝ、且簡單に承諾する。然し、同時に、この憲法増補を憲法自體と同様に、危機が終止し、一切の外的不安が掃蕩された時に決定的に制定されるべく延ばされた一時的のものとしか考へぬ事を宣言する。

従つて、フランス國民は、それが必要と判断するや否や自ら立憲議會と公言する權力を下院に與へる。(註十)

人民投票による領土併合、暫定的憲法から永久的人民的憲法の確立、サン・シモンの要求する平和は誠に國民相互の完全なる平等と完全なる意思表示によつて初めて實現するものであつた。

思ふに、この著は歐洲社會改造論の再論に過ぎぬ。然し、國民の意思、國民の輿論の重要性を力強く指摘した點、政府と國民とを判然と區別し、憲法を嚴重に施行する國に於てのみ人民の幸福は發見し得られる事を確信した點、及それによつて、歐洲に尙殘存せる專制國家に昂然として其進むべき道を明示した點に於て、歐洲社會改造論と等しい價值を有するものであつた。

而して、尙述べておくべき事はこの著以來、彼の生涯に一轉期が起つた事である。この著及それに先立つ二著に於て専ら國際政治關係を觀察したサン・シモンは一八一七年以後彼の眼を内政に轉じた。フランス社會に次第に重要性を増加しつゝ、あつた産業者階級は、鋭い印象をこのサン・シモンの瞳孔に焼きつけ初めた。そして彼に議會制度に對する或る不滿の念を起させ産業を中心とした一新社會組織に迄彼を導いたのである。

註一 Saint-Simon, op. cit., p. 253.

註二 Saint-Simon, op. cit., p. 332.

註三 Saint-Simon, op. cit., p. 333.

註四 Saint-Simon, op. cit., p. 334.

註五 Saint-Simon, op. cit., p. 338.

註六 Saint-Simon, op. cit., p. 349.

註七 Saint-Simon, op. cit., p. 350.

註八 Saint-Simon, op. cit., p. 358.

註九 Saint-Simon, op. cit., p. 359.

註十 Saint-Simon, op. cit., p. 369, 371.

八、結論

以上三つの著述は、序に於て述べた如くサン・シモンの國際關係研究時代の産物とも稱すべきものである。

エンゲルスはサン・シモンの以上の思想に對して、「一八一四年、聯合軍がパリに侵入した直ぐ後、及更に一八一五年、百日戦争の間に於いて、ヨーロッパの繁榮及平和の唯一の保障としてフランスとイギリスの同盟、及其次にはこの二國とドイツとの同盟を提唱して、同時代の人々に對する卓越を示した。一八一五年の當時、フランス人に對してウォタールの戦勝者たるイギリスとの同盟を説くのは歴史的先見と共に、實に亦、多大なる勇氣を要する事であつた」と評してゐるが(註一)、エンゲルスの云ふ如く、すべてをサン・シモンの卓見に歸すべきでない。何んとなれば、この思想の少くとも一部分は、第一王政復古時代に於ける輿論の反映であつたからである。(註二) 有識階級にとつて戦敗の悲運を慰めたものは、フランスが遂に平和にして且自由な一制度を發見したと云ふ喜びであつた。従つて、憲法の擁護者である彼等は、當然、この制度の先覺者たるイギリスに好感情を有し、昨日の敵から彼等の長い經驗による政治的教訓を得やうとしたのである。サン・シモンも疑なくこの時代的感情を分有して居つたと見なければならぬ。Pecher も以上の見解に讃成して、歐洲が改造されて憲法を有する新歐洲となるといふ樂觀論は、當時の常識に反するものではなかつた。サン・シモンによつて推薦された議會政治は、彼の同時代人が戦争を終局せしめるに適したものであると信じて居つた手段以内のものではなかつたとのべてゐる(註三)。

此事は、サン・シモンの歐洲社會平和策を直ちに彼の空想であると斷定する人に對して彼等の淺見を自白せしむるものであると同時に、一見甚だ空想的に見えるサン・シモンのこの計畫は、其實彼の時代に對する甚だ深い視察に基礎を置くものである事を證明するものでなければならぬ。此點に於

いては、サン・シモンの選集の編者は次の如く適切な批評をサン・シモンに與へてゐる。曰く「サン・シモンの天性の中最も著しい性格の一つは常識であつた。サン・シモンは決して空想的ではないのである。彼は理想を夢見る事で決して満足してゐない彼は常に現實から離反してゐないのである。そして、最高の見地に於いて現在の幸福を求めるといふ見方を常に捨て、ゐない」と(註四)。

我々が、彼の生涯と社會的事件との交渉を考察して見る時、彼の思想と感情の連續が丁度社會的事件と同一の軌道を走つてゐるが如き觀を我々に與へる程、彼の個人的生活は社會生活と融合してゐるのを發見する。例へば一八一四年の彼が、ナポレオンの没落と、ブルボン王朝の追放を予言し得た如きは、彼が當時歐洲が直面してゐる再生の危機の原因進行及其結果を初めからよく洞察して居つたからことである。

かくの如く彼の思想が實證的であるのは、勿論、彼の歴史哲學の結果であつた。「人類科學に關する覺書」に於いて、特にコムドルセーの著作を深く研究して、歴史的方法の原理及法則を確立して以來彼等は過去の事實を嚴重に研究し自己の判斷に實證的性質を與へないでは一步も政治に踏出さなかつた。従つて既述した如く、「歐洲社會の改造について」に於いて、サン・シモンが其歴史的實證方法を放棄したと云ふムツクルの見解は甚だ皮相的なものであつた。彼の歴史の見解は、彼のあらゆる著述及小冊子に或る力、或る威嚴すぐれた結論を與へたが、サン・シモンは往々予言者の如く思ひなされたが、其實、彼は賢明な且秩序正しい一視察者にすぎなかつたのである。

一八一四年の前後に於けるサン・シモンが強調したものは、國民の國民的自覺、政治の國民的民主

的組織にあつたらしい。即ち、一八一四年前後のサン・シモンは、フランス人にナポレオンへ復讐する事を勸告しなかつたし、又ブルボン王朝を喚歸する事をも勸告してゐない。彼はフランス人に國民的自覺を要求し、フランス國民にイギリス人と直接同盟を計る様に進言してゐる。この同盟力こそ、十九世紀が創造しなければならぬ新勢力の基礎たるものだ。彼は叫んだのである。此間、彼はナポレオンに呼びかけ、アレキサンダーに呼びかけ(註五)、又ブルボン王朝に依頼するかの如き態度の變轉はあつたが、彼の求める所は常に一つであつた。換言すれば、共和政体にも、帝政に於ても、王政に於ても、彼は一つの考しか有してゐなかつた、一つの目的しか追求してゐなかつた。封建的神學的制度の最後の殘量を消滅せしめ、それに置換さるべき全く新しい國民的一政治組織を創造するといふ目的がそれであつた。

國民による直接の同盟、議會政治、及國土併合に際して人民の議決投票を必要とする意見等彼の意見はすべて近代政治の先驅をなすものであつた。議會政治が尙幾多の改良すべき點を有してゐる事は事實であるが、全く近代的制度である事は何人も否定しないであらう。又人民投票による國土併合の意見の如きも、フランスは既にサボイの併合に際してこれを歐洲政治の原則とした。若し、アルサス、ローレンに對しても、この原因が實行されて居つたならば、現今の如く歐洲大陸を武装させずに済んだかも知れなかつた。

さもあれ、歐洲議會の樹立によつて歐洲恒久の平和を招来しやうとする彼の意見は、サン・シモンをして、サン・ビエール、カント等と相並んで國際聯盟思想に於ける重要な人物とした。平和論者

シリイの百年後、サン・ビエールの平和案生れ、サン・ビエールの百年後、サン・シモンの歐洲改造論が生れたのであるが、一九二五年五月廿五日、ヂュネーブ市ヴィクトリア、ホールに於てサン・シモンの百年祭が催された。而して、サン・シモンの弟子デツイの作「砂漠の曲」のシンフォニーに幕は開かれ、如何にサン・シモンが國際聯盟を豫見したか、各國の代表者によつて異口同音に叫ばれたのである。歐洲改造論の約百年後ヨーロッパはナポレオン戦争後に於ける以上に「血みぎろのヨーロッパ」を現出し、しかも、其結果サン・シモンが其處女作を公表したヂュネーブに今日、國際聯盟本部が建てられたのを見ると、今更の如く、吾人の胸に迫る何者かの威壓を、我々はサン・シモンに感ぜざるを得ない。

偕て、これらの著述が永久に賞讃さるべきは云ふ迄もないが、この榮譽は獨りサン・シモンの受くべきでなく、其協力者チェリーにも分與さるべきであつた。

チェリーはこれらの著作をよろこんでサン・シモンと共力して書いたのである。協力の理由は明白である。急進勤王黨に對して激烈なる闘争を辭す事がなかつたこの若く熱心な自由思想家の見解と、サン・シモンのそれとは全く同一だつたからである。

然し、この“*père spirituel*”と“*filis adoptif*”との間にも、終に葛藤に迄至らなかつたが相離れるに至つた不満を生じた。一八一七年に、チェリーの筆が尙加へられて居つた産業論の第一冊の公刊後間もなく二人は袂を分つた。(註六)

此の分離の原因は、一言にして云へば智識上の不満であり、又恐らく性格から生じた不満とも云

へやう。

サン・シモンの性格には傲然たるものがあつた。チェリーも又、他人の命令を受ける事を欲しなかつた。そして、それには、前者はより多く個人を考慮し、後者は、より多く社會的團體の利益について考へ、一は百科全書學者の見地を、他はモンテスキューの見地を固持すると云ふ見解の相違も手傳つて居つた。

「余には何等かの統治のない協同は考へられぬ」と云ふサン・シモンの言葉に對して「そして、私にも、自由のない協同は考へられぬ」と云ふのがチェリーの答であつた。

然し兩者の關係は全く破壊されたのでなかつた。彼はサン・シモンの葬式に參列してゐる。又、サン・シモンは死の少し前に、彼の舊い弟子から *La Conquête de l'Angleterre par les Normands* の贈呈を受けた。サン・シモンは、この著をよみ且その功績を了解する力を持つた居つたが、同時に、現在の英國史家に先立つて、ノルマンの征服の弊害を誇張した點、及それが原因となつて社會進歩を誤解した點について、チェリーの誤謬を指摘する事を忘れなかつた。(註七)

チェリーは、別れた後もサン・シモンに對して依然として變らぬ愛を持つて居つた。サン・シモンによつて彼に與へられた魅惑は永く残つて居つた。三年間の二人の交渉はチェリーにとつて勿論無益でなかつた。コムミュニオンに關するチェリーの研究は其出發點をサン・シモンとの會話に負ふてゐるものであつた。サン・シモンの今日までの歴史は權力者の傳記に過ぎぬと云ふ意見及、チェリーの、それは市民の歴史、臣民の歴史人民の歴史を缺いてゐると云ふ意見は、等しく先人の歴史的研究の不充分さを二人が探求した結果の一致であつた。

事實、彼はサン・シモンの歴史の見解をすべて受繼いで餘さなかつた。そして、自稱した養子と云ふ名稱に決して遜色を見せなかつた。そしてその父よりもフランスの歴史學に貢獻する所頗る大であつた。

チェリーは、フランス人は未だ何等の人民の歴史を有してゐない事、市民即ち國民の歴史は未だ書かれてゐない事、然し、これこそ、帝王主の歴史—從來市民が度々聞かされて居つた唯一の歴史—よりも遙かに興味があり、又遙かに同情を喚起するに相應しいものである事、自由と幸福とへの民衆の努力は侵略軍よりも遙かに大規模の光榮を呈し、又人民の苦みは王位から黜けられた王より遙かに心を動かす事を實證したのである。そしてサン・シモンの「産業者」、フランス革命に於て實際的に勝利を得た第三階級を、理論的にフランス史の表面に現はしたものは彼であつた。(註八) チェリーとサン・シモンとは其精神に於て永久に交渉を斷絶しなかつたのである。

思ふに、史家としてのチェリーは確かに獨立した存在價值を充分に有して居つた。然し、彼の如き偉大な人物も、サン・シモンの監修の下に執筆してゐる時はたゞサン・シモン自身に外ならなかつた。此事は、たゞにチェリーについて云ひ得るに止まるのでなくて、彼に貢獻したと思はれるすべての人、例へば、Comte, Oelsner に附しても同様に眞理であつた。彼等は何れも彼から離れない限り、彼等の個性を持たず、従つて其著述に對して彼等自身の名を要求する權利をもたなかつたのである。Paul Janet はこれについて次の如く立言してゐる。「古代の最も哲學者達と同様に、サン・シモンは

幾多の人物を包含する一つの名彙であり神話である。彼は其或る者からは自己の思想を示して其筆を藉り、又他の或る者からは筆を揮はうために其思想を借りたのであつて、彼は代表者として言動したヒタゴラスの場合と同様其神來の啓示を除外すれば、其學說の中の何れの部分が彼の本來のものであるか正しく知る事は出来ない。併しながら、此事丈が既に、彼は其協働者の商號たる價値は充分だつたのである」と。(註九) サン・シモンはチリーに其思想を示して其筆を借りたのである。最後に、特に注意しなければならぬ事は、サン・シモンはこの議會制度を以つて、彼の政治的思索を完成したものは、決して思つて居なかつたと云ふ事である。

サン・シモンは、議會制度を政治組織の最上形式と信じて居つたのであるが、同時に、實質上に於ても實證化された最上のものであると確信するには、彼自身一種の或る不安を感じて居つたらしいのである。思ふに、議會制度によつて政治組織を形成的に實證化し、以つて歐洲の社會組織を組織的に統一を與へ、先づ、そこに、平和の永久的基礎を確立すると云ふのが、當面の政局に直面して下した一八一四年前後の彼の結論、彼の本意であつたらしい。そして、この推定は、一八一七年以後の彼の諸著によつて、其確實なる事を實際に證明されてゐる。

従つて、一八一七年以後のサン・シモンには、一步進んで、政治組織を實質的に實證化する任務が残されて居つた譯である。換言すれば、彼は議會制度から一步を踏出さねばならなかつた。一八一七年以後のサン・シモンは、正しく課せられた此仕事を完成する途上にあつた。此意味に於て、一八一四年前後のサン・シモン、サン・シモンの議會制度研究期は、彼の生涯の他の時期と異なるもので

あり、且、彼個人の思想上に於ける重要な一期を劃するものであると論結する事が出来る。

註一 マルクス、エンゲルス全集(改造社版)第十二卷五四九頁

註二 Weill, Saint-Simon, et son oeuvre. p. 91.

註三 Rench, op.cit, p. 20.

註四 Saint-Simon, op. cit, intro LIII.

註五 Henri Fourné はサン・シモン派の著作目録に於て曰く、オランダ、ロドリグはアレキサンダー皇帝宛のサン・シモン自筆の手紙を有して居た。Lettre manuscrite à l'Empereur Alexandre. 1814 がそれである。この手紙は歐洲社會改造論と共に送られたもので、其目的は云ふまでもなく皇帝の援助をうらにあつた。

註六 M. Leroy, La vie de Comte de Saint-Simon, p. 273.

註七 サン・シモンのこの批評は後ハザールによつて一八二六年の生産者の中で發表された。

註八 山口辰六郎譯、階級闘争論小史、六頁

註九 大岩誠譯、サン・シモン及サンシモニズム、三五頁